

日本赤十字病院
組合

1. 吾々は、社会主義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。

2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期す。

3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区西久保
広町35(庚申ビル)
TEL 03-432-1089

発行責任者
青山圭一

日赤新労

昭和47年度

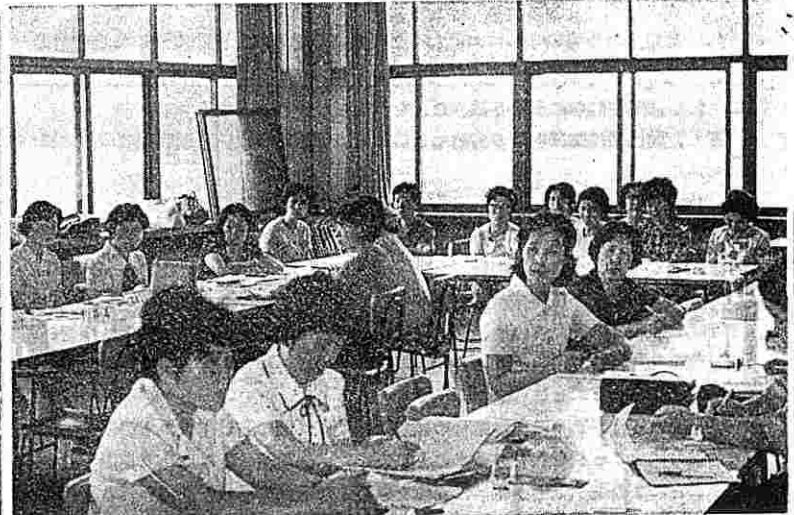
第1回婦人部代表者会議開催!!

日時 昭和47年7月16日 午後1時より

場所 宮城県松島町 松洲荘



緊張の裡にも和やかな会場風景



各単組婦人部代表者及び傍聴者

本年度第一回婦人部代表者会議は七月十六日午後一時より、日本三景の一つ松島において、前日新労に加盟された、福島血液センターの代表者も参加し、三十六名という多数の参加者並びに、本部役員出席のもと、次のような順序で進められた。

(一)開会のことば 吉田婦人部長
(二)自己紹介
(三)参加者 傍聴者

単組名 代表者 傍聴者
八戸日赤 野沢リセ 志田まさ子
盛岡日赤 佐藤律子 八重樫京子
菊地まさ子
福地 玉子
阿部かず子
小原喜久子
福島日赤 鈴木トタ子
水戸日赤 小池和子 砂押ケイ子
大田原日赤 石塚久子 荒井 洋子
前橋日赤 下田勝枝 長谷川歌子
浜松日赤 鶴岡静江 戸波 敏子
今井 敏子
名一日赤 西脇百合子伊藤志貴子
名二日赤 石黒きくえ佐藤みわ子 祐子
大津日赤 中川典子
岡山日赤 菅野ヒロ江原 清女
鳥取日赤 岡崎静子 小谷 京子
今津日赤 末金ヒトエ

(四)議長選出並びに書記任命
議長 名二日赤石黒きく江
書記 盛岡日赤福地玉子
執行委員長 候補
川出執行委員長

(要旨)
婦人部は自らの手により、自らのものを築き上げるよう、現在まで活動してきたが、本日は色々な調査に基づき、出席者全員発言し、内容のある会議とされ、婦人問題の本社要求事項については、婦人部自身が団体交渉に参加し、要求獲得に邁進された。

(五)本部経過報告 青山書記長
大会以降現在までの、本部の活動状況について報告がなされた。

各単組から
(1)婦人部活動の一環として、さまざまなレクリエーションを通じて、人間関係を確立し、組織の団結をはかっている。
(2)婦人労働者の既得権利を完全行使するよう運動中である。
(3)産休、長期療養者の代替要員要求についての問題。

(4)単組内における婦人部活動のあり方について。
等の報告がなされた。

○議題
(1)複数夜勤月八日制について
本部調査による夜勤日数及び病院側の要求書に対する回答についての討議を行ない、今後早急にこれの確立を図るよう申し合われた。

(2)看護婦確保手当について
四十四年以降の継続事項として本年こそ、強力に本社交渉を推し進め、必ずやこの手当を獲得すべく運動を展開する。

(3)保育所の設置拡充について
本部調査報告により、未設置単組では、強力にこれを設置すべく、既設置の単組は、設備拡充要求により、婦人労働者が、安心して働ける職場にするよう、各単組に於て運動する。

(4)育児休暇について
電々公社に於ては、昭和四十三年より実施されており、国会でも女子教職員について六年越しの懸案であり、近き将来看護婦保障にも適用されるものとして提案され、単組においてアンケート集約の結果賛成意見八四％という、盛岡の報告をもとに、④複数夜勤月八日制も実施されていない実情のなかで、時期尚早であり、保育所を完備すべきである。

◎院内感染等の問題も考え、乳幼児期の心理面からも、母親として家庭にあるべきである。その結果、各単組婦人部でこのアンケートをとり本部に報告事項とすることに決定した。

五、アンケートについて
a 1貴病院における看護婦の退職者について
2 寮の問題
3 距離時間「アパート・寮」収容人員利用状況年令「自炊給食」寮費徴収
4 複数夜勤月八日制の実施状況について
5 助産婦問題について
b 血液センター
1 女子職員の職種別数
2 センターにおける婦人の問題
点以上が報告され、終始熱心な意見の交換と討議が行なわれた。

尚会議終了後宮城婦人少年室長 秀島初子先生の「労働する婦人の立場」と題し、七月一日から実施された労働婦人福祉法の一部を、参考とし、婦人労働者の立場にスポットをあて吾々の今後の活動の基本を示すお話をなされ、盛会のうちを終了した。

福島血液センター
職組新労加盟

福島血液センターは、かねてより新労路線に共鳴し、組合結成の気運が醸成されつつあったが、七月十五日その機が熟し、伊藤委員長以下同志により、職員組合が結成され、即日新労加盟に踏み切った吾々はその決断と勇気に敬意を表すると共に、双手をあげてこれを歓迎するものである。

夏期手当安堵状況
(四十七年七月三十一日現在)

単組名	要 結 額
八戸日赤	一七二、〇〇〇
盛岡日赤	一七二、〇〇〇
五、九〇〇、一、二〇〇	
福島日赤	一七二、〇〇〇
水戸日赤	一七二、〇〇〇
足利日赤	一七二、〇〇〇
大田原日赤	一七二、〇〇〇
前橋日赤	一七二、〇〇〇
中央病院	一七二、〇〇〇
秦野日赤	一七二、〇〇〇
浜松日赤	一七二、〇〇〇
名一日赤	一七二、〇〇〇
名二日赤	一七二、〇〇〇
大津日赤	一七二、〇〇〇
岡山日赤	一七二、〇〇〇
鳥取日赤	一七二、〇〇〇
今津日赤	一七二、〇〇〇
高知日赤	一七二、〇〇〇
筑前山田	一七二、〇〇〇
秋田原爆	一七二、〇〇〇
長岡日赤	一七二、〇〇〇
千葉血七	一七二、〇〇〇
愛知血七	一七二、〇〇〇
岡山血七	一七二、〇〇〇
京都血七	一七二、〇〇〇
茨城乳血院	一七二、〇〇〇
宮城支部	一七二、〇〇〇
千葉支部	一七二、〇〇〇
長岡支部	一七二、〇〇〇
静岡支部	一七二、〇〇〇
三重支部	一七二、〇〇〇
宮崎支部	一四二、〇〇〇

協 定 書 調 印

昭和47年5月30日

忌服、産前産後、休業補償の改正について、新労本部三役出席のもとに、本社長と協定書に調印を行った。その内容は次のとおり。

協 定 書

I 忌服休暇について

1. 忌服休暇期間を次のとおり改める。

配 偶 者		10 日 以 内
血 族	1 親等の直系尊族（父母）	7日以内
	1 親等の直系卑族（子）	5日以内
	2 親等の直系尊族（祖父母）	3日以内
	2 親等の直系卑族（孫）	1日 ただし、当該孫が両親を欠く場合若しくはこれに準ずる場合で所属長が認めたときは2日とすることができる。
姻 族	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日以内
	3 親等の傍系尊族（伯叔父母）	1日
	1 親等の直系尊族（父母）	3日以内
姻 族	1 親等の直系卑族（子）	1日
	2 親等の直系尊族（祖父母）	1日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	1日
	3 親等の傍系尊族（伯叔父母）	1日
	備考	
1. 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。		
2. いわゆる代襲相族の場合において祭具等の継承を受けた者は、親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。		
3. 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。		

2. 休暇期間中における給与は、これを減額しないものとする。

II 産前、産後又は業務上外の傷病による休暇、休務或いは休職期間中の取扱いについて

1. 休暇日数について

業務上の傷病により認める休暇期間を3日間延長する。

2. 給与及び見舞金について

(1) 給与は、全額減額するものとする。

(2) 本社並びに各施設等は、健康保険法による出産手当金及び傷病手当金並びに労働者災害補償保険法による休業補償給付のほか特別見舞金を互助会等が確実に支給することにつき保障する。

(3) 施設等は、前項の保険給付の請求及び受領に関し当該本人から委任を受けた場合はその事務を代行するものとし、また、保険給付受給に相当期間を要することにより受給権者が生活に支障をきたすおそれがあると認められるときは、互助会等をして同給付額の範囲内において立替せしめるよう措置するものとする。

3. 定昇等の取扱いについて

定期昇給、及び特別昇給及び退職一時給与金の算定基礎とする休暇期間の取扱いについては本措置により従前の例を変更しようとするものでないことを確認する。

III 特別見舞金について

1. 特別見舞金は、出産見舞金、公症見舞金及び傷病見舞金の三種とし各々の額は次のとおりとする。

(1) 産前休暇期間中の出産見舞金額

出産予定日前7週間のうち、産前休暇を与えられた期間の7週から6週までの1週間について休業各1日（休暇期間中の休日を含む、以下同じ。）につき所定勤務時間勤務したものと看做した場合の当該職員の基準内給与月額を該当日の属する月の暦日数で除して得た額（円位未満は切上げとする。）（以下「給与日額」という。）の50/100に相当する額、出産予定日前6週間については休業各1日につき給与日額相当額から出産手当金額（標準報酬日額の60/100（病院等に入院した者で被扶養者なき場合は40/100）に相当する額）を差引いた額とする。

(2) 産後休暇期間中の出産見舞金額

出産日以後8週間のうち、産後休暇を与えられた期間のうち、出産日以後6週間について休業各1日につき給与日額相当額から出産手当金額を差引いた額、出産日の翌日以後6週から出産日以後8週までの2週間については休業各1日につき給与日額の50/100に相当する額とする。

(3) 公症休務期間中の公症見舞金額

休業第1日目から第3日目までは休業各1日につき給与日額相当額、休業第4日目からは休業各1日につき給与日額相当額から休業補償給付額（給付基礎日額の60/100に相当する額）を差引いた額とする。

(4) 傷病見舞金額

① 結核性疾患のため就業禁止となった場合

休業第1日目から第3日目までは休業各1日につき給与日額相当額、休業第4日目から6月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、勤続1年以上の者の休職期間中の額は、勤続年数の区

分によりそれぞれ次の各号の一の額とする。

② 勤続1年以上2年未満の者

休業6月4日目から1年3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、休業1年6月4日目から2年3日目までは休業各1日につき給与日額の60/100に相当する額

③ 勤続2年以上3年未満の者

休業6月4日目から1年6月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、休業1年6月4日目から2年3日目までは休業各1日につき給与日額の60/100に相当する額、休業2年4日目から2年6月3日目までは休業各1日につき給与日額の40/100に相当する額

④ 勤続3年以上5年未満の者

休業6月4日目から1年6月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、休業1年6月4日目から2年3日目までは休業各1日につき給与日額相当額、休業2年4日目から3年3日目までは休業各1日につき給与日額の40/100に相当する額

⑤ 勤続5年以上8年未満の者

休業6月4日目から1年6月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、休業1年6月4日目から2年6月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額、休業2年6月4日目から3年6月3日目までは休業各1日につき給与日額の40/100に相当する額

⑥ 勤続8年以上の者

休業6月4日目から1年6月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、休業1年6月4日目から3年3日目までは給与日額相当額、休業3年4日目から4年3日目までは休業各1日につき給与日額の40/100に相当する額

⑦ 悪性腫瘍又は脳溢血（脳軟化症を含む。）のため就業禁止となった場合休業第1日目から6月3日まで及び休業1年6月4日目以降は結核性疾患により就業禁止となった場合に準ずるものとし、休業6月4日目から1年6月3日目までは勤続年数の区分によりそれぞれ次の各号の一の額とする。

⑧ 勤続1年未満の者

休業各1日につき給与日額の60/100に相当する額

⑨ 勤続1年以上2年未満の者

休業6月4日目から1年3日目までは休業各1日につき給与日額相当額、休業1年4日目から1年6月3日目までは休業各1日につき給与日額の60/100に相当する額

⑩ 勤続2年以上の者

休業各1日につき給与日額相当額

⑪ その他の業務上の負傷又は疾病のため認めた場合

休業第1日目から第3日目までは休業各1日につき給与日額相当額、休業第4日目から3月3日目までは休業各1日につき給与日額相当額から傷病手当金額を差引いた額、休業6月4日目から9月3日目までは休業各1日につき給与日額の60/100に相当する額、休業9月4日目から1年6月3日目までは休業各1日につき所定勤務時間勤務したものと看做した場合の棒給日額（棒給月額をその日の属する月の暦日数で除した額をいう。）1/3のに相当する額とする。

2. 特別見舞金の財源は、施設等がこれを補償するものとする。

3. 施設等は、毎月末日又は毎給与支給日のそれぞれ前日までに完成された事実に基づき、互助会等がこれに対応する特別見舞金を毎月末日又は毎給与支給日に支給できるよう措置するものとする。

4. 保険給付額に変更があった場合は、特別見舞金の額を増減するものとする。

IV 互助会等について

1. 互助会等が支給する特別見舞金の支給方法については、当該施設が当該労働組合と協議する。

2. 互助会等は、それに加入していない有給職員の特別見舞金についてもこれを取扱うようするものとする。

3. 互助会等は、特別見舞金の収支が明確になるよう他の収支と区分して経理するようするものとする。

4. 互助会等が結成されるまでの間又はその機能を喪失した場合に特別見舞金の支給対象者が出たときは、その支払いにつき各施設が責任を負うものとする。

覚 書

昭和47年5月30日日本赤十字社と日本赤十字新労働組合連合会との間で取り交わした協定書中の3「定昇等の取扱いについて」に関し、下記のとおり確認する。

記

同項中「従前の例を変更しようとするものでないこと」とは、次のことをいうものであること。

1. 定昇及び特昇の取扱いに関連して

次の期間勤務しない場合においては、給与は全額減額されることとなったが、定期昇給及び特別昇給の取扱いの上では、従来どおりとするものであること。

(1) 産前7週間、産後8週間の休暇

(2) 業務上の事由による負傷又は疾病のための療養期間

2. 退職一時給与金の算定基礎とする休職期間の取扱いに関連して

業務上の事由による負傷又は疾病のため休職となった場合において休職給は支給されないこととなったが、退職一時給与金の算定基礎とする在職期間計算上においては、従来どおり取扱うものであること。

昭和47年5月30日

以上のとおり覚書を、川出執行委員長と宮島人事部長との間にとりかわした。